

農業用ため池の届出書

年 月 日

広島県知事 様

()

届出者氏名 (法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人の場合)				
	共有者		他	名(別紙)	
管理者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容				
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)			
堤高(m)		堤頂長(m)		総貯水量(m3)	

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)

府中市

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まります



平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池が被災し、下流への甚大な被害も発生しました。このため、農業用水の確保と決壊による災害の発生防止を目的とした「**農業用ため池の管理及び保全に関する法律**」が制定されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報をため池が所在する市町に届け出ることが必要となります。

Q どのようなため池が、届出の対象になるのでしょうか。

農業用に利用されるため池は、すべて対象になります。また、現在使用されていないくても、利用できる状態のため池についても、届出が必要です。

Q どのようなことを届出するのでしょうか。

ため池の名称、所在地、管理者の氏名等に加え、ため池の規模等を記入して届出します。詳しくは、裏面の様式をご覧ください。

Q いつから届出するのでしょうか。また、期限はありますか。

令和元年10月15日(火)から、ため池の所在する市町へ届出をしてください。また、届出は令和元年12月末日までに提出していただく必要があります。

Q 届出の提出は、だれがするのでしょうか。

届出は、ため池の所有者、又は管理者の方から提出していただくことになります。※管理者とは、ため池の操作、修繕などを行う方です。

《お問い合わせ先》

府中市 経済観光部 農林課

TEL 0847-43-7132

広島県農林水産局 ため池・農地防災担当

TEL 082-513-3655

記入のしかた

所有者

- 現在、所有されている方のお名前を記入してください。
- わからない場合は、土地の「登記」で記されている方のお名前としてください。
- いずれもわからない場合は「不明」としてください。

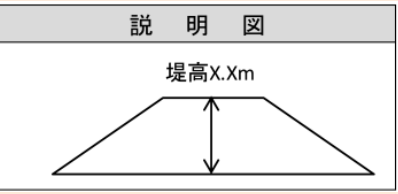
- 共有者がおられる場合には、おわりの範囲でお名前と住所を記入してください。
- 共有者がおられる場合は、別紙に記入してください。

別紙 共有者一覧

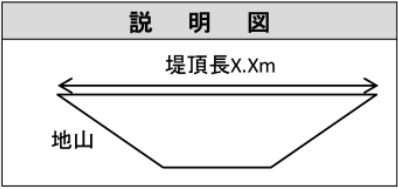
氏名	住所
広島 次郎	岡山県●●町1200番地
広島 花子	岡山県●●市1700番地

緒言

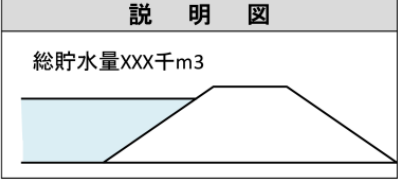
堤高



堤頂長



貯水量



様式第1号(附則第2条第1項関係)農業用ため池の届出

記入例

農業用ため池の届出書

令和元年 10 月 31 日

広島県知事 様
(●●町経由)

届出者氏名 (法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

岡山 太郎



住所

〒 ●●-●● 広島県●●市700番地

電話番号

0 8 2 - ●●●-●●●

届出者

- 届出は、所有者あるいは管理者のいずれの方でもできます。
- 押印は認印で大丈夫です。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな		ひろしまいけ			
ため池の名称		広島池			
ため池の所在地		●●町 ◆◆ 1000番地			
所有者	氏名(名称)	広島 太郎			
	住所	〒 ●●-●● 岡山県●●市1300番地			
	代表者 (法人の場合)				
	共有者	広島 次郎, 広島 花子		他 名(別紙)	
管理者	氏名(名称)	岡山 太郎			
	住所	〒 ●●-●● 広島県●●市700番地			
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容	「取水施設の操作」「ため池の維持(草刈等)」			
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)			
堤高(m)	10.5m	堤頂長(m)	30.5m	総貯水量(m3)	1,500m3

管理者

- 管理者とは、「取水施設(樋門など)の操作」「ため池の維持(草刈等)」「修繕」などを行っている方が該当します。
- 所有者が管理している場合は記載不要です。(水利組合員が所有者である場合も含まれます)

- 「取水施設(樋門など)の操作」「ため池の維持(草刈等)」「修繕」など、管理の内容をお書きください。

権限の種類は次のとおりとします。

- 委任:所有者から委任され管理している場合
- 賃借:所有者から施設を有償・無償賃借で管理している場合
農地の賃借に併せて、ため池を利用している場合
- 共同(入会):入会権等により共同利用している場合

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)